二十三　高齢者保健福祉施策の推進に要する経費があるもの。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、ケアハウス、高齢者生活福祉センター又は老人訪問看護ステーションの施設の整備事業に要する経費の財源に充てるため平成16年度までに借り入れた地方債（厚生福祉施設整備事業債、社会福祉施設整備事業債又は介護サービス施設整備事業債に限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　平成17年3月31日までに、老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス、高齢者生活福祉センター若しくは老人訪問看護ステーションの施設を整備し、又は介護サービス関連施設緊急整備事業（特別養護老人ホーム等の居室改善事業又は小規模特別養護老人ホームの新設事業等をいう。以下同じ。）を実施した社会福祉法人等に対して当該道府県が行う当該年度における利子補給に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十四　離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があるもの。

離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額とする。

二十五　病院事業に係る追加費用の負担に要する経費があるもの。

次の算式によつて算定した額から当該都道府県の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表都道府県の項第八欄第二号に規定する病床の数に五七、二〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に二七、二〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B×1.1）×164,000円

算式の符号

A　前年度の3月31日現在における当該道府県の病院職員数（当該道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。）として総務大臣が調査した数

B　昭和38年3月31日現在における当該道府県の病院職員数として総務大臣が調査した数

二十四　高齢者保健福祉施策の推進に要する経費があるもの。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、ケアハウス、高齢者生活福祉センター又は老人訪問看護ステーションの施設の整備事業に要する経費の財源に充てるため平成16年度までに借り入れた地方債（厚生福祉施設整備事業債、社会福祉施設整備事業債又は介護サービス施設整備事業債に限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　平成17年3月31日までに、老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス、高齢者生活福祉センター若しくは老人訪問看護ステーションの施設を整備し、又は介護サービス関連施設緊急整備事業（特別養護老人ホーム等の居室改善事業又は小規模特別養護老人ホームの新設事業等をいう。以下同じ。）を実施した社会福祉法人等に対して当該道府県が行う当該年度における利子補給に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十五　離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があるもの。

離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額とする。

二十六　病院事業に係る追加費用の負担に要する経費があるもの。

次の算式によつて算定した額から当該都道府県の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表都道府県の項第八欄第二号に規定する病床の数に四一、九〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に一九、一〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B×1.1）×140,000円

算式の符号

A　前年度の3月31日現在における当該道府県の病院職員数（当該道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。）として総務大臣が調査した数

B　昭和38年3月31日現在における当該道府県の病院職員数として総務大臣が調査した数